

評価事業基本規則施行細則第6号
薬学教育評価機構の大学評価に従事する評価者
および本機構事務局職員倫理規則

(目的)

第1条 一般社団法人薬学教育評価機構（以下、「本機構」という。）は、薬学教育プログラムの評価に従事する評価者が、薬科大学・薬学部の質的向上および教育研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動を行うためにこの倫理規則を定める。

(評価者)

第2条 本規則における「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 本機構の薬学教育評価に従事するすべての委員会の委員
- (2) 前号の委員会の下に設置された評価チームの評価実施員
- (3) その他必要に応じて設置された委員会の評価の判定に直接かかわる委員

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、薬学教育プログラムの評価を申請、または申請を予定している薬科大学・薬学部の役員および専任の教職員をいう。

(倫理規範)

第4条 評価者および本機構事務局職員は、その使命を自覚し、1～3号に掲げる事項を評価活動に係る倫理の保持をはかるために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 評価者および本機構事務局職員は、評価の過程で知り得た情報について、利害関係者あるいは第三者に漏らしてはいけない。
- (2) 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者から贈与等を受ける等の社会からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (3) 評価者および本機構事務局職員は、常に公私の別を明らかにし、評価に係る活動や地位を自らの属する組織の私的利益のために用いてはならない。

(講演等に関する規制)

第5条 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者からの依頼に応じて、本機構の評価に関する講演、討論、講習もしくは研修における指導もしくは知識の教授、著述、監修、編纂をしようとする場合は、あらかじめ本機構事務局長の承認を得なければならない。

(その他)

第6条 この規則の改廃は、総合評価評議会が決定する。

附則

- 1 この規則は、平成22年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。